第９章　共同利用施設

○弓削商船高等専門学校情報処理教育センター利用規則

制　　定　平成９年３月17日
最終改正　令和７年３月14日

（目的）

第１条　この規則は，弓削商船高等専門学校情報処理教育センター規則第７条の規定に基づき，情報処理教育センター（以下「センター」という。）の利用について，必要な事項を定める。

（利用者の範囲）

第２条　センターを利用することができる者は，次に掲げる者とする。

一　弓削商船高等専門学校（以下「本校」という。）の教職員
二　本校の学生
三　その他情報処理教育センター長（以下「センター長」という。）の許可を受けた者

（利用の手続き）

第３条　センターを利用しようとする者は，利用年度ごとに次の各号の書類を提出し，センター長にその許可を得なければならない。

（１）　本校の教職員においては，情報システム利用に係る講習を受け，本校「情報システム取扱及び情報セキュリティ対策ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）様式４－１に規定する「誓約書」
（２）　本校の学生においては，ガイドライン様式４－２に規定する「宣誓書」
（３）　学外者においては，ガイドライン様式４－３に規定する「学外者による情報システム利用申込書」及び「誓約書」

（機器の操作）

第４条　機器を操作することができる者は，次に掲げる者とする。

一　本校の教職員で，センター長が認めた者
二　本校の学生。ただし，前号に規定する者の指導のもとで行わなければならない。

（利用の方法）

第５条　センターを利用する者は，別に定める「センター利用の手引」を遵守しなければならない。

（利用の制限）

第６条　センター長は，次の各号の一に該当する場合は，利用の許可を取消し又は使用を中止させることがある。

一　利用内容が，センターの目的に反するとき。

二　センターを利用する者が，この規則に違反し，センターの管理運営に支障を生じさせ又は生じさせるおそれのあるとき。

三　その他センターを利用することが不適当と認めたとき。

（利用の時間）

第７条　センターの開館は，月曜日から金曜日（祝日法による休日及び年末年始における休日を除く。）までとし，利用時間は８時30分から17時までとする。ただし，特に必要があると認められる場合は，センター長の許可を得て利用することができる。

（利用の経費）

第８条　センターの利用にかかる経費については別に定める。

附　則

１　この規則は，平成９年４月１日から施行する。

２　弓削商船高等専門学校電子計算機室利用規則は廃止する。

附　則

この規則は，平成12年３月２日から施行する。

附　則

この規則は，平成19年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，令和７年４月１日から施行する。

（情報システム取扱及び情報セキュリティ対策ガイドラインより抜粋）

（様式４－１）

情報セキュリティ責任者　殿

誓約書

私は，国立高等専門学校機構（以下，「機構」という。）の一員として，職務遂行にあたり，下記の事項を遵守することを誓います。

記

１．個人情報を始めとする要機密情報等の取り扱いについて，機構及び各校で定める規則等を遵守し，次に掲げる事項について，当該情報の管理者の届出・許可なく当該行為を行わないことを誓約します。

（１）アクセス権限を有しない要機密情報等へのアクセス及び複製
（２）要機密情報等の業務目的以外での使用
（３）要機密情報等の外部への送付及び持ち出し

２．情報セキュリティに関するチェックリストに基づき自己点検を行い，内容に相違ないことを誓約します。また，定期的にチェックリストに基づき自己点検を行います。

[誓約日]

所属を入力してください。
記入例：○○課
[所属]

氏名を入力してください。
[氏名]

（情報システム取扱及び情報セキュリティ対策ガイドラインより抜粋）

（様式４－２）

令和　年度　宣　誓　書

私は，国立高等専門学校機構弓削商船高等専門学校(以下，弓削商船高専)の学生として，以下の事項を遵守することを誓います。

１．弓削商船高専の情報セキュリティに関する以下の規則やガイドライン等理解し，規則やガイドラインを守って情報や情報システムを利用します。
・情報システムユーザガイドライン（学生用）
・Microsoft365を利用した情報共有の注意点(学生向け)
２．高専機構のシステムでは高専機構内のユーザから自身のアカウント名・メールアドレス等が閲覧できることを了承します。
３．著作権等の知的財産権を理解し，著作物の違法な使用・配信・受信等を行いません。
４．学校で得た研究情報等は十分注意して取り扱い，得た情報を教職員の許可なく公開しません。
５．不正に入手したソフトウェアライセンスは利用せず，発見した時点でアンインストールします。
６．弓削商船高専の情報システムは，共有財産であることを理解し，他の利用者に迷惑の掛かるような行為は行いません。
７．個人所有の情報端末やUSB メモリ等を，弓削商船高専の情報システムに接続する場合は，適切なセキュリティ対策を行って接続します。
８．SNS を使用する際は，自分の発言には責任を持ち，プライバシーや法律等に配慮し，マナーを守って使用します。

以上

こんにちは，[名前]。このフォームを送信すると，所有者に名前とメールアドレスが表示されます。

１．日付を記入してください。
[宣誓日]
２．学年(数字)を記入してください。
[学年]
３．学科を記入してください。
[学科]
４．名前を記入してください。
[氏名]

（情報システム取扱及び情報セキュリティ対策ガイドラインより抜粋）

（様式４－３）

教務主事	事務部長	センター長	センター員

学外者による情報システム利用申込書

弓削商船高等専門学校情報セキュリティ副責任者　殿

弓削商船高等専門学校の情報システムを利用したいので申請します。

申込年月日　令和　　年　　月　　日

使用監督者氏名 （本校教職員）	
利用者氏名	
利用日時	令和　年　月　日　時 ～ 令和　年　月　日　時
利用しようとするシステム	□　本校情報システム　□　持込 --- □　情報処理教育センター内ＰＣ（　）台 □　その他（以下に記載してください。）
利用場所	
利用目的	

学外者による情報システム利用許可証

上記申請者に対し，本校情報システムの利用を許可します。

弓削商船高等専門学校情報セキュリティ副責任者

令和　　年　　月　　日

利用者氏名	
アカウント/パスワード	

（別紙第２号様式）

誓約書

弓削商船高等専門学校情報セキュリティ副責任者　殿

弓削商船高等専門学校情報セキュリティ利用者規程および以下の関連法令を遵守して，弓削商船高等専門学校（以下「本校」という。）の情報システムを利用することに同意します。これらに違反した場合は，利用を中止するとともに，本校情報システム上の電子情報ファイルの一部ないし全部を放棄させることに異議はありません。

令和　　年　　月　　日

自署＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

遵守すべき法令等

１．独立行政法人国立高等専門学校機構情報セキュリティポリシー基本方針
２．独立行政法人国立高等専門学校機構情報セキュリティポリシー対策規則
３．弓削商船高等専門学校情報セキュリティポリシー
４．弓削商船高等専門学校情報セキュリティ管理規程
５．弓削商船高等専門学校情報セキュリティ利用者規程
（抜粋）
第13条　利用者は，自己の管理するPCについて，情報セキュリティの維持を心がけるとともに，次の各号に掲げる対策を講じなければならない。
（１）マルウェア対策ソフトを導入し，ウイルス感染を予防できるよう努めること。
（２）インストールされているOSやアプリケーションソフトの脆弱性が通知された場合は，速やかに当該ソフトウェアのアップデートを実施するか，代替措置を講じること。
（３）自己の管理するPCの第三者による不正な遠隔操作を予防するための対策を講じること。
６．学外利用者による情報システム利用手順